

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

○ 無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- (注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。
- (注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

- (注) お住まいの市区町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの市区町村に申請することが必要です。

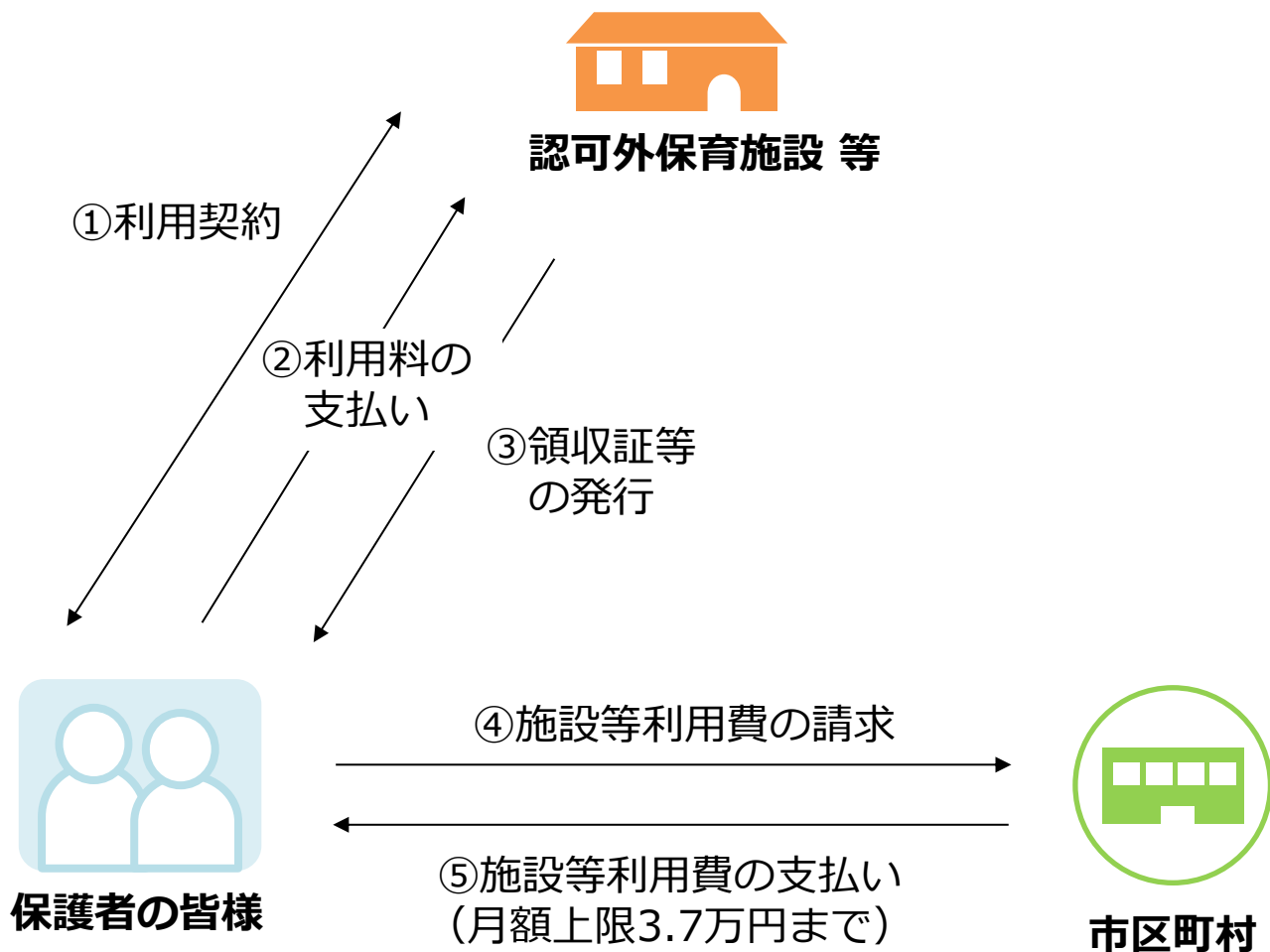
○ 都道府県等に届出をした認可外保育施設

(一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等) に加え、

- ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

- (注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。お住まいの市区町村にご確認ください。

【基本的な手続きのイメージ】



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

東浦町役場 健康福祉部 児童課 保育係 TEL:0562-83-3111 (内線142)